

# はちのへ

# のうぎょうだより

令和5年3月号 No.550

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。

また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。

○八戸市ホームページ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



## 農業後継者顕彰式

1月13日に市庁別館2階会議室において開催された、八戸市農業委員会1月総会の後、第41回八戸市農業後継者顕彰式が行われ、米農家の谷地孝仁さん(市川地区)に、籠田会長から顕彰状と記念品が贈られました。

当委員会では、農業後継者の育成を目的に、昭和57年に農業後継者顕彰要領を制定し、農業に積極的に取り組んでいる模範的な後継者を顕彰しており、谷地さんは68人目の受彰者となります。谷地さんは、大学を卒業後、農家継承について両親から反対されましたが、自分の意志を貫いて八戸に帰省し、家業である水稲栽培を手伝いながら長ネギ栽培を開始しました。



顕彰された谷地さん(前列中央)

現在は水稲栽培に絞り、県南地域の主要品種である「まっしぐら」を栽培しています。近年は米価下落の影響により多収を目指すことに注目が集まっていますが、多収思考だけでは食味が落ちるため、質の向上にむけた研究も行っています。土づくりや食味アップの観点から持続可能な農業を目指すため、鶏糞堆肥を散布しており、化学肥料の使用量減少に繋がっています。

6年前からライスセンターを設立・経営し、人材不足などの課題に向き合っています。人材が確保できた際には、当初手掛けていた長ネギ栽培を再開し、新たに大豆栽培などへの挑戦も検討中と述べるなど、農業へ取り組む姿勢は、地域の模範として、また、八戸の農業の将来を担う青年農業者として期待される農業後継者です。

籠田会長からの励ましに対して谷地さんは、初めから若手の新規就農者というよりも、地域の担い手という意識でこの地域がどうすれば盛り上がるか、ということを考えながら農業をやってきました。この10年は長いようであつという間だったが、これまでやってこられたのは地域の皆様のご指導、ご鞭撻があったからこそだと思っています。皆様への感謝を忘れず、今後も一層努力していきたい。」と意気込みを語っていました。

## はちのへのうぎょうだより の配付について

既に離農している、八戸市ホームページで閲覧できる等により、紙面による配付を不要とされる組合員様がおられましたら、農業委員会事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

問農業委員会 ☎ 43・9164

## 農地の贈与税・相続税の 納税猶予の適用を受けている方へ

納税猶予の適用を受けている農地については、売渡し、貸付け、転用または耕作の放棄や農業経営を廃止した場合などに納税猶予が打ち切りとなる場合があります。その場合は、それまで納税が猶予されていた税額に利子税が加わり、多額の税金を支払わなければならない可能性がありますので、そうならないように農地の適正な管理をお願いします。

また、贈与税の納税猶予適用中に贈与者が死亡した場合は、贈与税が免除され、相続税の課税対象となります。この場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができますので、農業委員会や税務署に相談してください。

問農業委員会 ☎ 43・9164

## 一農地を農地以外にするときは許可申請・届出が必要です一

農地は食料の重要な生産基盤であることから、宅地などの土地利用との調整を図りつつ確保していかなければなりません。そのため、農地転用には法律による規制があり、許可申請や届出といった手続が必要です。

- 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
- 市街化調整区域内の農地及び都市計画区域外（南郷地区）の農地は農地法に基づく許可、市街化区域内の農地は農地法に基づく届出が必要です。

### 農地転用の用途の事例

農業用施設を建てる、住宅を建てる、資材置場や残土置場にする、駐車場にする、太陽光発電施設を設置する、等 ※一時的に利用する場合も転用となります。



- 転用の許可・届出の方法は、次の2種類あります。
  - ・農地の所有者がその農地を転用する場合【農地法第4条】
  - ・農地の所有者から農地を買って（借りて）転用する場合【農地法第5条】
- ⚠ 手続をせずに無断での転用や許可を受けた内容と相違する転用は農地法に違反することとなり、場合によっては3年以下の懲役や300万円以下の罰金の適用もあります。
- ⚠ 所有する農地に農地法違反がある場合、農地法に基づく許可申請をするためには違反農地の是正（農地への復元など）が必要となります。事後の許可は認められませんので、農地転用を行う前に必ず相談・手続を行ってください。 問 農業委員会 ☎43-9448

## 農地改良届について

水田を畑として利用するため客土を行うなど、農地として利用するために盛土または掘削などの農地改良を行う場合は、事前に農業委員会への届出が必要です。

ただし、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂等の搬入は、農地を農地以外のものにする行為に該当し、農地改良には該当しません。

### 提出書類

- ①農地改良届出書 ②計画書 ③案内図 ④誓約書 ⑤隣地所有者の同意書

### 注意事項

- 周囲の農地に対する日照、排水、通風及び道水路などに影響を及ぼさないこと。
- 災害の発生を未然に防止し、万一発生した場合は自己責任において善処すること。
- 農地改良において、表土扱いするなど、その土壌が耕作に適していること。
- 農地の形質変更に伴い耕作を中断する期間は、原則1年以内とすること。

※なお、土地改良区の受益地内にある農地については、事前に土地改良区へ相談してください。

問 農業委員会 ☎43-9448

PR

農政の動きをタイムリーに伝え  
経営と暮らしに役立てる

# 全国農業新聞

全国農業新聞は農業者の代表機関である市町村農業委員会のネットワークを活用して発行する週刊の農業総合専門紙です。週刊紙の特性を活かし、農業・農村・農政の動きをタイムリーにお届けする農業者及び就農意向をお持ちの方・企業必読の新聞です。また、農業関係者のみならず、地域創生、6次産業、食育等地域や食に関心のある方にも役立つ情報が満載です。

1週間の出来事をまとめて読むことができ、農政解説や農村現場の動きを分かりやすく掲載しているため、普段忙しい方にも自信を持ってお薦めできる新聞です。また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある面白い話題や地域独自のイベント情報などを提供しています。是非ご購入ください。

お申込み、試読は農業委員会まで。  
○毎週金曜日発行  
○購読料:月700円(送料、税込み)

## 知って得する農業者年金



### ★ 少子高齢時代に強い年金です！

自ら支払った保険料とその運用益により年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。

### ★ 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます！

月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)~6万7千円の間で千円単位で設定できます。

### ★ 税制面で大きな優遇措置があります！

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税等の節税になります。

### ★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります！

【加入要件】①60歳未満 ②国民年金第1号被保険者 ③年間60日以上農業に従事している方

※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

農業者年金に関するご相談は、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

問 農業者年金基金 ☎03-3502-3942



市内で生産されている旬の野菜について、オリジナルレシピを紹介します。今回は「とろろの豆腐グラタン」です。料理好きな素人のレシピであることをご了承ください。

#### 【材料】※写真は半量

- ながいも 300g
- 絹ごし豆腐 1丁
- 長ねぎ 15センチ
- 卵 2個
- めんつゆ 大さじ2
- 砂糖 小さじ1
- 塩 小さじ1
- ごま油 小さじ1
- 溶けるチーズ 適量
- マヨネーズ 適量
- 刻み海苔 適量

#### 【作り方】

- ①豆腐をキッチンペーパーでくるみお皿に乗せ、電子レンジで2分加熱し、冷めたら一口大に切る。
  - ②長ねぎを輪切りにする。
  - ③ながいもを皮剥きし、すりおろす。
  - ④ながいもに長ねぎ、卵、調味料を入れ、ふわふわになるまで混ぜる。
  - ⑤豆腐をお皿に並べ、上から④、チーズ、マヨネーズの順にかけ、トースターで5分ほど焼き色がつくまで焼く。
  - ⑥刻み海苔をかけたら完成。
- 【ポイント】  
ながいもはすりおろしではなく千切りでも食感が残って美味しいです。



#### 【ながいもについて】

市内では、上長・是川・中沢地区を中心に栽培されています。春と秋に収穫され、保存も効くため、年間を通して流通しています。

ながいもは食物繊維やカリウム、ビタミンが豊富に含まれ、血糖値の急激な上昇を防ぎ、塩分を排出する作用があるため、ダイエットやむくみ予防に効果的です。また、ビタミンB群により疲労回復を促してくれる、青森県を代表する万能食材の一つです。

# 農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。ただか、農業委員会までお越しく下さい。新規以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎43-9448

**eMAFF 農地ナビ** <https://map.maff.go.jp/>

## ■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	長苗代	内前田	147-2	田 (農用地)	991	応相談
②	市川町	赤川下	46-1	田 (農用地)	1,922	応相談
		向谷地	77	田 (農用地)	3,266	
③	尻内町	新井田 新田	34-3	田 (農用地)	1,983	応相談 ※貸付可
			34-4	田 (農用地)	495	
			56	田 (農用地)	1,140	

## ■農地を貸します

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	尻内町	直田	12-2	田 (農用地)	1,272	応相談
			13-1	田 (農用地)	406	
			前谷地	21-1	田 (農用地)	

※農地情報に掲載している農地は、受け手が決まるまでの間、引き続き適正に管理して下さるようお願いいたします。

## 農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

### ■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あつせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書 (土地)	法務局 (登記所)
③公図	法務局 (登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

### ■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あつせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

## 農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※令和4・5年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

### 農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
3月	3/13-3/20	4/18	5/9
4月	4/11-4/20	5/18	6/1
5月	5/11-5/19	6/16	7/6

※他法令との調整により、変更となる場合があります。農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
3月	3/6	3/15	3/20	3/31
4月	4/5	4/14	4/20	4/28
5月	5/8	5/15	5/22	5/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。

## 編集後記



今年の冬は10年に一度の強烈寒波襲来と言われていましたが、雪に関しては大雪の年と比較すると、それほどではないのかなと思います。雪は好きなのですが、えんぶりも終わり、春の訪れが待ち遠しいです。

また、今年は様々な物の値上げに加え、電気料金も大幅な値上げをし、生活に大きく影響しています。今後景気が回復することはあるのでしょうか。農家の皆さんは資材や燃料費が高騰して辛い時期ですが、春からの作付に向けた作業も始まってきていると思いますので、体調に気を付けながら頑張ってくださいませ。

のぎやうだより担当 深堀